平成18年

第5回北杜市議会臨時会会議録

平成18年8月8日開会平成18年8月8日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 8 年

第5回北杜市議会臨時会会議録

8 月 8 日

1.議事日程

平成18年第5回北杜市議会臨時会(1日目)

平成 1 8 年 8 月 8 日 午後 1 時 3 0 分開議 於 議 場

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案第137号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第138号 北杜市風林火山館条例の制定について
- 日程第6 議案第139号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第140号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)
- 追加日程第1 議会運営委員会の委員の辞任について
- 追加日程第2 議会運営委員会の委員の選任について
 - 日程第8発議第4号 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議について

2. 出席議員は、次のとおりである。(40名)

	1番	野中真理子
	3番	
	5番	
	7番	鈴木今朝和
	9番	坂 本 重 夫
1	1番	坂 本 静
1	3番	中 嶋 新
1	5番	利 根 川 昇
1	7番	宮 坂 清
1	9番	千野秀一
2	1番	渡邊英子
2	3番	林 泰彦
2	5番	篠 原 珍 彦
2	7番	小 林 保 壽
2	9番	古屋富藏
3	1番	浅川富士夫
3	3番	秋山九一
3	6番	秋 山 俊 和
3	8番	渡邊陽一
4	0番	鈴 木 孝 男

2番 岡野 淳 4番 篠原眞清 小野喜一郎 6番 8番 風間利子 10番 植松一雄 12番 小林忠雄 14番 保坂多枝子 16番 中村勝一 18番 坂 本 保 20番 小尾直知 22番 小林元久 24番 内田俊彦 26番 内藤 昭 坂 本 治 年 28番 30番 茅野光一郎 32番 田中勝海 35番 清水壽昌 37番 細田哲郎 3 9番 小澤 寛 4 1 番 浅川哲男

3.欠席議員

3 4番 中村隆一

4 . 会議録署名議員

10番 植松一雄12番 小林忠雄

11番 坂本 静

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長 白 倉 政 司 助 役 曽 雌 源 興 収 入 役 小 澤 壯 一 総 務 部 長 植 松 好 義 企 画 部 長 福 井 俊 克 生活環境部長 進 藤 忠 衛 産業観光部長 真 壁 一 永 建 設 部 長 柴 井 英 記 教 育 長 小清水淳三 教 育 次 長 小 沢 孝 記 教 育 次 長 小 沢 孝 記 数 育 次 長 小 沢 孝 記 数 育 次 長 小 沢 孝 克 監査委員事務局長 相 吉 正 一 農業委員会事務局長 三 井 次 時野総合支所長 矢 崎 一 郎 須玉総合支所長 長 坂 治 男高根総合支所長 浅 川 一 紀 大泉総合支所長 浅 川 一 紀 小淵沢総合支所長 進 藤 幸 夫 白州総合支所長 坂 本 伴 和 武川総合支所長 三 枝 基 治

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長 小松正壽議 会 書 記 小澤永和 伊藤勝美

開会 午後 1時30分

○議長(清水壽昌君)

本日ここに平成18年第5回北杜市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ご同慶に存じます。

本日の出席議員は40名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第5回北杜市議会臨時会を開会いた します。

3 4 番議員、中村隆一君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨、届け出がありました。

なお、古屋保健福祉部長は他の公務のため、欠席となっております。

諸報告をいたします。

今臨時会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は4案件であります。

次に本臨時会におきまして、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますので、ご了承をいただきたいと思います。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(清水壽昌君)

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は8月8日、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、議長により指名いたします。

- 10番議員 植松一雄君
- 11番議員 坂本 静君
- 12番議員 小林忠雄君

以上、3名を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第3 市長より本臨時会にあたり、あいさつをいただきます。

白倉市長。

〇市長(白倉政司君)

平成18年第5回北杜市議会臨時会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

先月、活発な梅雨前線の影響で記録的な雨となり、九州南部および長野県岡谷市などでは土砂崩れ、河川の増水により多数の犠牲者が出るなどの大きな被害が発生しました。被災地の早期の復旧を願うとともに、被災者の皆さんには、衷心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、これから台風が発生する時期となりますので、防災には万全を期してまいりたいと考えております。

7月26日に、武川教育福祉センターで市長と語る集いを開催し、市政全般について地域の 皆さんから率直なご意見をいただいたところであります。

本日は白州総合会館で開催することとなっており、今後も順次、市内各町で開催し、市政に 対する理解と信頼を高めてまいりたいと考えております。

次に長坂総合支所 2 階を改修し、整備を進めてまいりました囲碁美術館が 8 月 1 0 日にオープンいたします。当日は、式典とプロ棋士による指導対局が行われることになっております。 開館後、多くの皆さんに訪れていただき、囲碁を通じて文化交流が図られることを願っております。

本臨時会に提出いたしました案件は、条例の制定および改正2件、18年度補正予算2件であります。よろしくご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

あいさつが終わりました。

○議長(清水壽昌君)

日程第4 議案第137号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とい たします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第137号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

北杜市簡易水道給水条例(平成16年北杜市条例第162号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年8月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第137号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

最高裁判所の判決を受け、高根簡易水道の基本料金について所要の改正をする必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、生活環境部長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議 決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

進藤生活環境部長。

○生活環境部長(進藤忠衛君)

それでは、1枚まくっていただきたいと思います。

北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例

北杜市簡易水道給水条例、平成16年北杜市条例第162号)の一部を次のように改正する。 別表の別荘料金の基本料金の部分について、改正をさせていただきます。

別表第1、第3項第1号中、「5千円」を「3千円」に、「7千円」を「5千円」に、「1万4千円」を「1万円」に改める。

補足でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成16年11月1日以降の水道メーター検針に関わる水道料金から適用するということで、 北杜市の合併時にさかのぼって料金を 改定するものでございます。

2項につきましては、北杜市が合併しました平成16年11月から本日までの水道基本料金の差額について計算をして、支払いの請求ができるというものでございます。

3項につきましては、北杜市が合併する以前の高根町の水道料金に基づいて差額を計算した ものを、別荘の皆さんが差額の支払いを請求できるというものでございます。

4項につきましては、前2項に規定する請求は平成20年3月31日までにしなければならないというものでございます。

よろしくご審議、ご可決のほどをお願いします。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第137号につきましては、会議規則第37条第2項の 規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第137号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。 ただいまから質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第137号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第137号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例については原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第5 議案第138号 北杜市風林火山館条例の制定についてを議題といたします。 事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第138号 北杜市風林火山館条例の制定について

北杜市風林火山館条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年8月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第138号 北杜市風林火山館条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

市の観光および特産物の紹介と、この施設に関連する資料等の展示を行い、新たに観光集客施設として風林火山館を設置するため、管理運営等の必要事項について定める条例を制定するものであります。

内容につきましては、産業観光部長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議 決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

真壁産業観光部長。

○産業観光部長(真壁一永君)

それでは、議案第138号 北杜市風林火山館条例について、ご説明申し上げます。

1ページ、おまくりください。

この条例は第1条、設置から第12条の委任までの条文からなっております。

1条の設置についてでありますけども、市の観光および特産物を紹介し、ならびにこの施設 に関連する資料等を展示することにより、観光客の集客を図り、もって市の観光振興に寄与す るために、この風林火山館条例を設置するものでございます。

第2条の名称および位置ですけども、名称は風林火山館。位置につきましては、北杜市長坂町小荒間2112番地でございます。

3条につきましては、事業の内容について記されております。

4条関係につきましては、開館時間についてでございますけども、この4月から10月までと、11月から翌年の3月までの期間につきましては、夏期と冬期で閉館時間について定めております。

それから休館日につきましては、第5条で定めてございます。

第6条につきましては観覧および利用の許可、それから第7条で観覧および利用の制限について定めてございます。

第8条関係につきましては、風林火山館の観覧料および使用料でありますが、第8条につい

ては別表で観覧料、それから使用料を定めてございます。

第12条の委任でございますけども、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、 必要な事項は規則で定めます。

附則ですけども、この条例は平成18年9月1日から施行します。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を許します。

質問のある方。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第138号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第138号 北杜市風林火山館条例の制定については原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第6 議案第139号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第139号 平成18年度北杜市一般会計補正予算書(第5号)

平成18年8月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第139号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

3億775万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ302億809万円と定める ものであります。 歳入は全額地方交付税であり、歳出は全額簡易水道事業特別会計への繰出金であります。 内容につきましては、企画部長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決の ほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

福井企画部長。

○企画部長(福井俊克君)

それでは議案第139号 平成18年度北杜市一般会計補正予算書(第5号)につきまして、 ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成18年度北杜市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億775万6千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ302億809万円とする内容でございます。
- 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳 出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

内容の説明を申し上げますが、まず9ページ、10ページをお開きください。

この理由につきましては、市長が述べたとおりでございますので、歳出関係につきまして、 ご説明申し上げます。

歳出につきましては4款衛生費、1項保健衛生費、6目の環境衛生費でございます。節として、28の繰出金として、簡易水道事業特別会計へ繰出金といたしまして、3億775万6千円を計上しております。

なお、この財源につきましては、7ページ、8ページをお開きください。

歳入といたしまして、地方交付税を充てております。

地方交付税、10款地方交付税、1項地方交付税、1目の地方交付税の1節として、普通交付税でございます。同額、3億775万6千円を普通交付税として、財源に充てております。 簡単でございますけども、説明にさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し

○議長(清水壽昌君)

上げます。

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第139号につきましては、会議規則第37条第2項 の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第139号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。 ただいまから質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第139号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第139号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第5号)につきましては、 原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第7 議案第140号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第140号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算書(第1号) 平成18年8月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第140号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

2億8,527万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,896万3千円と定めるものであります。

旧高根町水道料金訴訟事件について、最高裁判所の判決を受け、別荘住民から納付された料金を返還するための経費等であります。

内容につきましては、生活環境部長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議 決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

進藤生活環境部長。

○生活環境部長(進藤忠衛君)

それでは、議案第140号を説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入ですが、1款使用料及び手数料、今回の補正額は減額で3,152万4千円でございます。この内訳につきましては、料金改定によります減収分、3,452万4千円。それと未納者の中で300万円の滞納繰越を予定しておりますので、差し引き3,152万4千円を減額

させていただきます。

2款の分担金及び負担金につきましては、水道加入者の新規分として16件、504万円を 計上させていただいております。

5 款の繰入金、これにつきましては、一般会計からの繰入金3億775万6千円でございます。

6款繰越金400万円。平成17年度からの繰り越しを予定しております。

補正額合計、歳入合計ですが、2億8,527万2千円でございます。

3ページの歳出に入ります。

1款の水道管理費、1総務管理費、補正額が2億8,527万2千円でございます。この内 訳につきましては、訴訟の関係の原告分871万6千円。原告以外の2億7,636万円。郵 送料、消耗品代等でございます。

よろしくご審議、ご可決のほどお願いいたします。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第140号につきましては、会議規則第37条第2項 の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第140号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。 ただいまから質疑を許します。

細田哲郎議員。

○37番議員(細田哲郎君)

市長に1点だけ、お伺いをいたします。

この裁判は8年余りと記憶しておりますが、当初、地裁では勝訴され、高裁が、確か13年だと思うんですが、敗訴されて、今回、最高裁判所で改めて敗訴が決定されたわけですが、当時の13年度の高裁の敗訴の時点で、これは当時の責任者もいないので、今後、こういう問題もなきにもあらずという観点から、行政判断としてどのように受け止めるかと、ちょっとお聞きする内容なんですが、高裁が平成13年に敗訴したという時点で、少なくとも、その時点は、あくまでも当初の料金以外の徴収も当然、していかなくてはならないわけで、最終決定ではないわけですから、然るに、一応、その時点では敗訴という段階で、その当時、特別基金の積み立てとかというような、行政判断として、あり得たことも事実ではないかと思いますが、そのへん、今後、こういう問題はないと思いますが、いずれにしても、他人の、現実的にお金を預かったというような状態になったわけですから、今後として、そういう事態のときには、どのような的確な判断をしていくか、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長(清水壽昌君)

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

この水道裁判については、それぞれの見解があろうかと思います。しかし、行政としては旧

高根町、そして引き継いだ北杜市としては、この裁判を続けてきたわけでありますけども、結果として、残念な結果になったわけであります。行政としては、最高裁判所の判決でありますので、これを厳粛に受け止めて、事後処理をしっかりしていきたいと。先ほど、議会の皆さんからもご理解をいただいておるところであります。あとは、行政手続きに則って、順にすっきりした形に持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長(清水壽昌君)

ほかに質問はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第140号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第140号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

ただいま、議会運営委員会全委員から、議会運営委員会の再編成の理由により、議会運営委員会委員の辞任願いが提出されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第1 議会運営委員会の委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小林元久君、内田俊彦君、篠原珍彦君、小林保壽君、 坂本治年君、茅野光一郎君、浅川富士夫君、秋山九一君、秋山俊和君、渡邊陽一君、鈴木孝男 君の退場を求めます。

(退場)

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会全委員の辞任を許可することに決しました。

退席いたしました議員の入場を許可します。

(入場)

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の辞任に伴いまして、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加 し、議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを議題とすることに決しました。 暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

○議長(清水壽昌君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第2 議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、北杜市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(小松正壽君)

それでは、朗読いたします。

議会運営委員会委員に10番 植松一雄議員、12番 小林忠雄議員、25番 篠原珍彦議員、26番 内藤昭議員、28番 坂本治年議員、30番 茅野光一郎議員、33番 秋山九一議員、36番 秋山俊和議員、37番 細田哲郎議員、38番 渡邊陽一議員、39番 小澤寛議員、以上11名です。

○議長(清水壽昌君)

お諮りいたします。

ただいま、朗読いたしました諸君を議会運営委員会委員に指名いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

議会運営委員会正副委員長の互選のため、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩

をいたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 3時25分

○議長(清水壽昌君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いております。

報告いたします。

委員長に渡邊陽一君、副委員長に内藤昭君。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長(清水壽昌君)

日程第8 発議第4号 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議についてを議題といたします。 提出者である細田哲郎君から、提案理由の説明を求めます。

37番、細田哲郎君。

○37番議員(細田哲郎君)

発議第4号

平成 1 8 年 8 月 8 日 北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者

北杜市議会議員 細田哲郎 替成者

北杜市議会議員 小澤宜夫

" 小野喜一郎

" 植松一雄

" 小林忠雄

北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議について

地方自治法第112条および北杜市議会会議規則第14条の規定により、北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議を別案のとおり提出する。

提案理由

北朝鮮が相次いで弾道ミサイルを発射したことは、日韓平壌宣言に違反し、国際社会に対する重大な挑戦である。この行為に対して、北杜市議会として抗議する意思を明らかにするため、この案を提出する。

北朝鮮弾道ミサイル発射に抗議する決議 (案)

北朝鮮が7月5日未明から弾道ミサイルを相次いで発射したことは、国際社会の警告と自制を求める声を無視し、北東アジアの平和と安全を願う国際社会に対する重大な挑戦である。こうした北朝鮮の行為は、国交正常化を目指す日朝平壌宣言に違反し、わが国の主権と安全を脅かすものであり、このような非友好的・非人道的な暴挙は、絶対に容認できない。

しかも、国連安全保障理事会における北朝鮮のミサイル発射を非難する決議案の採択に対し、 北朝鮮の国連代表は「決議を全面的に拒否する」と述べ、履行する意思がまったくないことを 表明している。このような行為と態度は、わが国の平和と安全保障はもとより、国際社会の平和の観点からも極めて遺憾であり、看過できるものではない。

よって、北杜市議会は北朝鮮に対し、国際社会と協調し、二度とこのような行為を繰り返すことのないよう、厳重に抗議する。

以上、決議する。

平成18年8月8日

北 杜 市 議 会

以上でございます。

○議長(清水壽昌君)

細田議員に確認をいたします。

提案理由のところで、「相次いで弾道ミサイル発射したことは、日朝平壌宣言」ということでよろしゅうございますか。

(はい。の声)

それでは、そのようにいたします。

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第4号 北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議については、原案どおり可 決することに決しました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件はすべて議了いたしました。

以上で、平成18年第5回北杜市議会臨時会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために ここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長小松正壽議会書記小澤永和